



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 条例

- *61 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)
- *62 近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (")

公布された条例のあらまし

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の改正に伴い、個人県民税、不動産取得税、自動車税及び自動車取得税等の改正を行いました。

(1) 個人県民税

総所得金額等の合計額が、一定額以下である者については、所得割を課さないこととしました。(附則第6項及び附則第6項の2関係)

(2) 不動産取得税

税率の特例措置の適用期限の延長等を行いました。(附則第10項の2の2、附則第10項の2の3、附則第10項の3、附則第10項の8及び改正条例附則第6項関係)

(3) 自動車税

環境負荷の小さい自動車の税率を軽減し、新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税率を重くする特例措置を講じました。(附則第14項の11、附則第14項の12、附則第14項の12の2、附則第14項の13及び附則第14項の13の2関係)

(4) 自動車取得税

環境負荷の小さい自動車に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を延長する等の措置を講じました。(附則第16項関係、附則第17項の2、附則第17項の2の2及び附則第17項の4関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

近畿圏の均衡整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令等の一部改正等に伴い、次の条例に定める不動産取得税等の税率の特例に係る適用期限を延長しました。

(1) 近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例(第2条及び附則第3項関係)

(2) 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(附則第2項関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第61号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項の表1の項中「資本の金額又は出資金額と法人税法第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額との合計額（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社にあつては、純資産額として施行令で定めるところにより算定した金額。2の項から4の項までにおいて「資本等の金額」という。）」を「資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社にあつては、純資産額として施行令で定めるところにより算定した金額をいう。以下同じ。））」に、「資本の金額又は出資金額を」を「資本金の額又は出資金の額を」に改め、同表の2の項から4の項までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第37条第1項第3号中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める。

第37条の2第1項第1号イ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同項第3号中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第2項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第38条第2項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める。

第39条第1項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同項第1号イ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第3項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第4項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第1号イ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第63条の2第3項中「、第12条（自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県から県内に変更された場合に限る。以下同じ。）又は第13条」及び「（法第150条第4項本文の規定に該当するものを除く。）」を削り、同条第4項中「、第12条又は第13条」を削る。

第126条の3の見出し及び同条第1項中「営業」を「事業」に改める。

附則第6項中「35万円を」を「32万円を」に改める。

附則第6項の2中「35万円を」を「32万円を」に、「第36条」を「第37条」に改め、同項第2号中「、法第36条、法第37条の2、法附則第5条第1項」を「法第37条、法第37条の2、法附則第5条第1項及び法附則第5条の4第1項」に改め、同項第3号中「法第314条の4」を「法第314条の6」に、「及び法附則第5条第3項」を「、法附則第5条第3項及び法附則第5条の4第6項」に改める。

附則第10項の2の2及び第10項の2の3中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附則第10項の3の見出しを「（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）」に改め、同項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に不動産」を「平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に住宅又は土地」に改める。

附則第10項の 8 中「平成15年 1 月 1 日から平成17年12月31日まで」を「平成18年 1 月 1 日から平成21年 3 月31日まで」に改める。

附則第14項の 4 中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める。

附則第14項の 5 中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改める。

附則第14項の11中「各年度分」を「年度分」に改め、同項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成 7 年 3 月31日までに初めて道路運送車両法第 7 条第 1 項に規定する新規登録（以下この項から附則第14項の14までにおいて「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成 9 年 3 月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

附則第14項の11第 3 号から第 5 号までを削る。

附則第14項の12の表以外の部分を次のように改める。

14の12 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第 1 号に規定するエネルギー消費効率（次項から附則第14項の13の 2 までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第 1 項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行令で定めるエネルギー消費効率（次項から附則第14項の13の 2 までにおいて「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が施行規則で定める許容限度（次項から附則第14項の13の 2 までにおいて「平成17年度窒素酸化物排出許容限度」という。）の 4 分の 1 を超えないもので施行規則で定めるものに対する第61条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、当該自動車が平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第14項の12の 2 中「低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして施行令で定めるもの（附則第14項の13の 2、第17項の 2 及び第17項の 2 の 2 において「優良低燃費車」という。）のうち、」を「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「、窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして施行規則で定める許容限度（附則第14項の13の 2、第17項の 2 及び第17項の 2 の 2 において「低窒素酸化物排出許容限度」という。）」を「平成17年窒素酸化物排出許容限度」に、「自動車で」を「もので」に改め、「及び電気自動車等」を削る。

附則第14項の13の表以外の部分を次のように改める。

14の13 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないもので施行規則で定

めるもの（附則第14項の12の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第14項の13の2中「低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの」に、「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの」に改める。

附則第14項の14を削る。

附則第16項中「電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるものの取得、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものの取得又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、施行規則で定めるもの」を「附則第14項の11に規定する電気自動車等」に改める。

附則第17項の2中「優良低燃費車のうち、」を「附則第14項の12に規定するエネルギー消費効率（次項及び附則第17項の4において「エネルギー消費効率」という。）が附則第14項の12に規定する基準エネルギー消費効率（次項及び附則第17項の4において「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低窒素酸化物排出許容限度」を「同項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に、「自動車」を「もので」に、「前項」を「附則第16項又は前項」に、「平成16年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」に改める。

附則第17項の2の2中「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車で施行規則で定めるもの及び低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車」を「平成17年度窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの」に、「附則第17項」を「附則第16項、第17項」に、「平成16年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」に、「20万円」を「15万円」に改める。

附則第17項の4を次のように改める。

17の4 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超える自動車（軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。）のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この項において「平成17年重量

車排出ガス保安基準」という。)に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの(以下この項において「重量車基準適合車」という。)の取得(附則第16項、第17項、第17項の2又は第17項の2の2の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、第102条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率から、100分の1(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車で施行規則で定めるものにあつては、100分の2)を控除した率とする。

附則第17項の5及び第17項の6を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第126条の3の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の和歌山県税条例(以下「新条例」という。)附則第6項及び第6項の2の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 3 保険業法等の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)附則第2条に規定する特定保険業についての新条例第37条第1項の規定の適用については、当分の間、当該特定保険業は、同項第3号の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる事業とみなす。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 5 この条例による改正前の和歌山県税条例附則第10項の3の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」とあるのは「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」と、「100分の3」とあるのは「100分の3.5」とする。

- 6 新条例附則第10項の8及び第10項の8の2の規定は、平成18年1月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 7 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成

17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 8 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第 62 号

近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

- 第 1 条 近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例 (昭和 41 年和歌山県条例第 38 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条 及び附則第 3 項中「平成 18 年 3 月 31 日」を「平成 20 年 3 月 31 日」に改める。

(和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

- 第 2 条 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例 (昭和 62 年和歌山県条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 18 年 3 月 31 日」を「平成 19 年 3 月 31 日」に、「及び附則第 10 項の 3」を「、附則第 10 項の 3 及び和歌山県税条例の一部を改正する条例 (平成 18 年和歌山県条例第 61 号) 附則第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。